褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年十月二十四日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

佐久間庸和　三宅　貴仁　梶原　敬子
福原　京子　井　嘉輝　北見　尚之
野口　浩輔　大森　仁史　大森龍太郎
荒川　政昭　寺島　圭樹　有田　明浩
政森　信之　高村　亨　金谷　清道
村上　清貴　市川さつき　長谷川三郎
白神　文樹　松村　亮三　日向　理彦
寺屋　信次　松本　修　金子　賢治
千葉　鴻儀　竹内　陽介　山本　文彦
皆川亮一郎　松浦あい子　笹井　英孝
野村　文雄　升田　敏則　田原　節子
日比野光利　前田　泰典　大木　健司
中崎フサ子　一瀬　邦夫　南坂　信子
黒川暢一郎　岡田　具明　松田　康宏
廣田　泰成　稲森　一男　木下　純子
森　宏行　當麻　眞子　水澤まき子
木村　任　谷村　尚則　桑原　和生
菊池　宏行　若月　光　竹川　勝雄
宮北　和之　高橋　宏　成瀬　信義

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年十月二十四日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

木下　吉数　木下　廣子　大竹　博
山田　延子　上田　昌弘　北本　高男
浅野るり子　鈴木　藏　三上　芳宏
宗　教夫　横山　祐子　中村クミ子
野宮　藍　片桐　俊輔

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年十月二十四日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

松野　浩　池　俊明　辻　富夫
元榮太一郎　福原　朋治　堀　義人
堀場　友介　林　正和　王　厚龍
牧田　幸弘　桃園　正　藤沢　昭和
小池　由久　福元　恒徳　四方　祥樹
曽根　茂久　玉井　浩一　大塚　哲夫
久保田繁雄　木村夫早子　齋藤　健二
中島　篤巳　瓦葺　利夫　中神　源一
鶴岡　達也　池戸　賢治　森谷　縫子
瀧澤　潤　碓井　達彌　齋藤　光徳
黒木　勉　北井　幸治　野入　伸治
永嶌　理雄　森口　哲也　下嶋　清志
梅村　孝雄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

佐々木和博　荒井　正昭　中嶋　洋
古賀　信介　坂口　美鈴　村瀬　達彦

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

大韓民国人　姜　昇旭

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年十月二十四日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

韓　昌祐　赤木　清美　奥谷　博
千住　博　今井英次郎　漆原　茂
佐藤　安廣　樋口　惇　中尾　彰洋

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

藤田　進

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年十月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

大東建託株式会社
積水樹脂株式会社
株式会社小波津式神経筋無痛療法研究会
冨士ベークライト株式会社
ＧＬＰジャパン・アドバイザーズ株式会社
株式会社エイコー
田中産業株式会社
日本再生可能エネルギー株式会社
株式会社ＣＳオートディーラー
株式会社ジャック
平和リース株式会社
東洋システム株式会社
株式会社ＮＨＣホールディングス
株式会社ＮＨＣ
株式会社ＣＯＬＯＲ
株式会社フルタイムシステム
一般財団法人脳神経疾患研究所
株式会社ビッグサン
株式会社アクアイグニス
ＢＩＧ　ＤＡＩＳＨＯＷＡ株式会社
上野精機株式会社
社会医療法人刀圭会
有限会社脇田グループ
食協株式会社
日昭株式会社
有限会社カイカイキキ
サイボウズ株式会社
一般財団法人太田綜合病院
伊藤忠商事株式会社
スターゼン株式会社
株式会社よろし化粧堂
主計管工株式会社
宗教法人金蛇水神社
日本みらいホールディングス株式会社
松谷化学工業株式会社
東信工業株式会社
株式会社ＮＥＸＴ　ＯＮＥ
ジャパンシッピングサービス株式会社
株式会社潮流社
株式会社マリン技研サービス
全農チキンフーズ株式会社
兵庫県食肉事業協同組合連合会
大光電機株式会社
稲畑香料株式会社
株式会社ＯＮＯＤＥＲＡ　ＧＲＯＵＰ
中外製薬株式会社
株式会社歯愛メディカル
戸田建設株式会社
株式会社東邦

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

株式会社松原組

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

株式会社Ｃｙｇａｍｅｓ

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年十月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故上武勝宣遺族　上武　建一
故的場秀次遺族　的場　年彦

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年十月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故須鎗澄子遺族　須鎗　茂人
故中島良規遺族　中島　郁英

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

皇室事項

認証官任命式

十一月二日午後二時三十分、宮中において、防災副大臣兼内閣府副大臣金子道仁の認証官任命式が行われた。

文化勲章親授式

十一月三日午前十時三十分、宮中において、石井幹子、伊東豊雄、黒岩常祥、塩川徹也、都倉俊一、長田重一及び硤合憲三の文化勲章親授式を行われた。

官庁報告

官庁事項

嘉手納弾薬庫地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。